

第 570 回 企業会計基準委員会(第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会)(前半)議事録

I. 日 時 2026 年 2 月 24 日(火) 10 時 30 分～11 時 45 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者:旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様)

(説明者:株式会社串カツ田中ホールディングス(現 株式会社ユニシアホールディングス) 執行役員 管理部長 岩本一将様)

(説明者:ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部 久野俊介様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様、株式会社串カツ田中ホールディングス(現 株式会社ユニシアホールディングス) 執行役員 管理部長 岩本一将様、ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部 久野俊介様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 570 回の企業会計基準委員会となります。本日もお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の出席状況ですけれども、穴田委員、栗原委員、丹委員がご欠席、佐藤委員がオンラインでのご参加、残りの皆様は会議室にお越しいただいています。したがって委員会の開催要件を充足しています。第 570 回企業会計基準委員会は第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催いたします。また、お昼休みを挟みまして前半と後半に分けて実施いたします。昨年 7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により、会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとなりました。また、昨年 11 月 17 日に開催されました第 55 回企業会計基準諮問会議において、それまでに開催された公聴会について報告を行い、今後の進め方についてご審議いただいた結果、可能な限り追加的な意見聴取を行うことが当委員会に依頼されました。意見聴取は当委員会の通常の審議とは異なり、当委員会及び委員がのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人

財務会計基準機構会議室において対面で行い Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とします。なお、意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開いたします。本日の公聴会の前半では財務諸表作成者からの意見聴取を行いたいと思います。本日の意見聴取の対象者は次のお三方となります。まず、ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部 久野俊介様、旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様、株式会社串カツ田中ホールディングス 執行役員 管理部長 岩本一将様。本日、当財団の会議室にお越しいただいています。本日の進め方ですが、お三方からご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただくという形にしたいと思います。それでは早速ですが、よろしくお願いいたします。

○手塚史様

旭化成の手塚と申します。本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。私は日本基準を適用している企業において、長年経理実務に携わってきた立場から、ご意見を申し上げたいと思います。まずのれんの非償却を導入する会計基準の改正を支持するかという点についてですが、私はのれんの非償却の導入には反対でありまして、現行の償却プラス減損アプローチを維持すべきと考えています。理由の1つ目は、のれんの性質に関する考え方です。のれんが将来の収益力に対する期待を表すものであるとすれば、時間の経過とともにその期待が事実として確定していくにつれて、その価値は減少していくと考えるのが自然だと思います。この点で、一定期間にわたって費用配分を行う償却は、合理的な処理であると考えています。2つ目は、のれんが事業取得のために支払った投資コストの一部であるという点です。有形固定資産の投資と同様に、のれんについても償却を通じて、投資回収の状況を損益計算書上に反映させていくことが、取得後の投資成果を適切に把握することに繋がると考えています。この点は、期間損益の比較可能性や経営者の説明責任の観点からも重要であると思います。ここで、のれんの償却期間の見積りについてその合理性が問われることがありますが、実務上は、投資の想定回収期間だけではなくて、識別可能な他の資産の耐用年数やシナジーが実現すると見込む期間などを総合的に勘案して、監査人と十分に議論したうえで決定しています。その意味で、のれんの償却期間に合理性がない、あるいは恣意的であるという批判は必ずしも当たらないのではないかと私自身は考えています。さらに、のれんの償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その中で回収が困難と判断された場合に減損を認識する、という一連のストーリーが分かるという仕組みにつきましては、企業結合における投資判断に一定の規律を与えるものであると思います。収益、費用、将来の減損リスクを総合的に考慮したマネジメントを促すという点で、償却プラス減損アプローチはのれんを評価するメカニズムとしては優れているのではないかと考えています。

次に、のれんを非償却とした場合の問題点について申し上げます。非償却とした場合、IFRSと同様に毎期の減損テストが中心的な評価手段になると考えられます。しかしながら、減損テストは平たく言えば、取得時に認識したのれんを含む事業全体につきまして、毎期減損テスト時点の前提に基づいて価値を見直している手続でありまして、その評価には企業結合後の事業活動の成果や内部成長の効果が反映されることとなります。その結果、減損が認識されない場合には、取得時に計上されたのれんの価値に

つきまして、結合後に生じた自己創設的な価値と区別されないまま維持されているとも解釈し得る状況が生じると思います。この点につきましては、取得時の投資判断が事後的にどのような結果をもたらしたのかを検証するという観点から見ると、情報の有用性を低下させる要因になるのではないかと考えられますし、自己創設のれんが計上されるという点で、企業価値評価の一部を作成者が担ってしまっているというような見方もできてしまうと感じています。加えて、投資回収が減損という形でのみ表現されることになる場合、減損損失を従来のおり特別損失として表示することが適切なのかという点も検討課題になると考えていまして、この点も懸念しています。以上を踏まえると、会計処理としては償却の方が優れているため、あえて非償却にする必然性は高くないと感じています。また、非償却とした場合に、毎期の減損テストの実施に加えて、IFRSと同様の開示の拡充や、関連基準の改正対応が必要となり、実務コストは大きく増加すると考えています。コストと便益が必ずしも釣り合っていないというのが実務者としての率直な印象です。IFRSを適用すれば、非償却とすることが可能であるという点につきましては、日本基準としては償却プラス減損アプローチの考え方を引き続き維持していただいて、その意義を引き続き明確に発信していくことが重要であると考えています。会計基準間の差異を理由に日本基準の考え方を変更するのではなく、日本基準としての整合的な体系を維持すべきではないかと思っています。

最後に、のれんの償却費の計上区分に関する改正についてです。のれんの償却費を販管費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示するという案については、低コストで対応できるものであり、スタートアップの皆様の要望にも応えるものであると思いますので、こちらについては支持いたします。私からは以上となります。

○岩本一将様

串カツ田中ホールディングスの岩本と申します。よろしくお願いたします。まず最初に、私がこれから話させていただくことについては、私が幾つかの企業で経験したことを中心に話させていただきたいと思っています。こちらはあくまで私の私見でありまして、会社の意見ではございません。会社としての判断については、その時々的情勢や事業環境によって最適解を出すものであると考えていますので、その辺りについてはご了承いただければと思っています。

いただいていたご質問に沿ってご回答させていただきたいと思います。まず、のれんの非償却を導入する会計処理に対しては、私見ですが、支持いたしません。こちらにつきましてはさまざまなご意見があると思いますし、業界によってもさまざまな意見があるかと思っています。私は基準の改正について判断する立場にはございませんので、断定的な意見は差し控えさせていただきたいと思っていますが、せっかくですので私が所属する外食企業の中で感じたことを意見させていただければと思っています。私の所属する外食産業は、非常に流行り廃りが早く、参入障壁もかなり低い業界になっています。そのため、お客様の満足度を継続的に維持していく、高めていくということは非常に難しく、それがお店の中での提供している料理の味なのか、値段なのか、サービスなのか、その提供する空間なのか、また、新鮮さなのかというさまざまなものがありますが、日々お客様の動向を見ながら成長していく必要があると考えています。この点から考えますと、買収時に計上されるのれんというものはその時点で見込んだ、会社のその時点でのポテンシャルと考えていますので、そのまま継続維持されるものではないと考えてい

ますし、特に我々の業界では価値というものはすぐに薄れていくと考えています。償却期間を何年にするかという論点はあるかと思いますが、少なくとも徐々に価値が薄れていくものと考えていますので、私の意見としましては、非償却という考えは実態に合わないと考えています。

2 つ目ですけれども、のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるかについて、こちらはのれんの非償却を仮に支持した場合ですけれども、償却と非償却の選択を認めるということにつきましては、企業間の比較可能性が損なわれるのではないかと思いますので、認めるべきではないと考えています。正直なところ、非償却にした方が業績の見え方は良くなりますので、非償却を選択する企業は増えると思います。また、他社がそのような処理をしていると、他社比較という点で、自社が負けているように見えてしまうので、非償却という選択を採る企業はすごく増えてしまうのではないかと考えています。ただし、このような競争の中で生まれる流れというのは、全く本質的なことではないと思いますので、会計基準としては選択を認めるべきではないというのが私の意見になります。

続きまして、のれんの非償却を支持しない場合に、非償却とすることについて何が問題と考えられるかという質問ですけれども、非償却にすることについての問題点については2点考えています。巨額の減損リスクが高まるということと、事務的な負担が大きくなるという点になるかと思います。減損リスクについては、しっかりと年々の営業収益でのれんを回収していくということで、償却していくことにより減損のリスクを抑えることができます。非償却では一気に巨額の減損が出るということがそれぞれの会計基準の中で生まれる差であると思っています。当社のような外食企業の場合ですけれども、一般消費者向けにチェーン・ビジネスを行っている当社にとっては、特に、巨額の減損が計上されてしまうと、その部分だけ切り取られて、ネットニュースや SNS などでも拡散されてしまうリスクがとても大きいと考えています。減損の要因が、実際に客足が落ちてしまって減損に至るということでしたら、それは仕方がないとは思いますが、外的な要因というものがすごく左右されがちな業界でもございまして、お客様のマナー違反の SNS の拡散や、従業員につきましては自社の責任もあるとは思いますが、制御できない SNS の拡散などにも大きく左右されます。このように予測不能な大きなリスクを背負っているということになりますので、社会的に大きなニュースになりやすい我々の業界は、立ち直す機会を失いかねないというのが、私の考えていることになります。また、事務的な負担につきましては、毎期ののれんの減損判定や減損を避けるためのロジック整理にはやはり工数が取られると思いますし、監査法人との協議の時間というのも、必然的にも時間が掛かると思います。会社の規模にもよるかもしれませんが、専門的な知識をある程度持った人材を確保したり、補充したりしなければいけないということもありますし、監査報酬もそもそも上がってしまうと考えています。我々の業界は利益率の薄い業界ですので、このような本社コストを安易に増やしてしまうということはビジネス的にも結構不利に、左右する部分はあるかと考えています。また、これを価格転嫁すれば良いのではないかと議論はあると思いますが、こちら、当社に合わせてお話をさせていただきますと、やはり価格を上げてお客様を呼び込むというのはなかなか難しいチェーン業界ですので、価格転嫁を避けたいというビジネス方針でもあり、お客様の満足度の低下にも繋がってしまうので、なるべく避けていきたいというのが実情になっています。

続きまして、IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考

えるかという質問につきましては、グローバルに挑戦する際にはやはり国際会計基準に沿って会計処理していく方が戦いやすいと考えていますので、やはりそこは合わせていくべきとは考えていますが、日本基準そのものを IFRS の基準と合わせていくという整理は、私は違うと考えています。そもそも、IFRS の移行については、やはり、かなりのコスト負担が掛かることは想定していますので、それなりの規模の企業でないと難しいと考えています。のれんの非償却を目的として IFRS に変更するという点については、単純に費用対効果が合わない企業の方が多いと考えています。

続きまして、のれんの計上区分になりますけれども、のれんの計上区分を変更する改正を支持するかという質問について、2つの意見を持っています。資本市場において資金を調達している身としましては、やはり株価が気になるころではございます。当社はまだ大手企業でもございませぬので、株主比率は個人株主がすごく大きな比率を占めています。個人株主の投資判断としては、営業利益を重視されていることがかなり多いと思います。この点、のれんの償却費がキャッシュ・フローには影響しないということを、個人投資家の方には説明しながら、株主価値に影響するものではないと投資家説明などでも説明させていただいていますが、短期的にはやはり理解されないことも多いという実感ではございます。ただし、ここは時間をかけてしっかりと投資家説明を行っていけば解消できる問題ではあると思いますので、短期的には株価が下がるかもしれないですが、長期的に見れば特段問題ないかと考えています。この点に関しまして、のれんの償却費の計上区分を変えるという話が出ていますけれども、こちらが、例えば営業外費用など販管費以外に落ちてくるのであれば、我々としても説明しやすいという感覚はありますので、こちらに対しては最初2つの意見があると申し上げたのはその辺りとなっています。ただし、ロジック的に考えますと、会計的にはのれんは超過収益力ということでもありますので、明らかに営業区分とは思いますので、計上区分を変える根拠は薄いのではないかと思います。投資家説明につきましては、丁寧に説明していくのが良いと思っています。また、次の質問にも絡んでくるかもしれないですが、「のれん償却前営業利益」というのを示すのはとても良いと思っていまして、MPMでも良いですが、何かしらの指標を見せながら投資家に説明していくことが必要と思っていまして、当社も実際、決算説明資料等では、のれん償却前の利益を出させていただいて、投資家にしっかり説明させていただいていますので、そのような点で、財務諸表上も計上できるようになれば、企業間の比較可能性も確保されるのではないかと考えているのが、私の意見になります。以上になります。

○久野俊介様

ENEOSホールディングスの久野です。本日はこのような場にお招きいただきまして、意見を発信する機会を頂戴しまして誠にありがとうございます。私は現在、インベスター・リレーションズ部に在籍していますが、以前は経理部に在籍して、IFRS基準に基づく経営統合に伴うPPAやのれんの減損テストの実務に每期携わっていました。本日は財務諸表作成者の立場で、主に実務の観点から意見を申し上げます。最初に申し上げますけれども、あくまでも私個人の意見や見解でありまして、現在所属する組織の公式な意見ではないことをご了承願います。あくまでも実務に携わってきた実務担当者の一意見としてお聞きいただければと存じます。

まず、のれんの会計処理について、具体的には日本基準において、のれんの非償却を導入する改正を

支持するか、償却と非償却の選択を認めるべきか、非償却を支持する場合、非償却とすることについてどのような問題があるかというご質問に関して意見を申し上げます。その問いに対する私の見解ですけれども、日本基準においては、のれんの償却処理を継続適用することとし、非償却を導入することを支持いたしません。選択制も認めるべきではないと考えます。理由は2つあります。1つ目の理由は、毎期ののれんの減損テストは、財務諸表作成者はもちろん、監査人にも相当な負荷がかかります。決算発表まで時間的制約がある中で、正確な減損テストが実施できない可能性があると思います。加えて、M&Aにおける精緻なPPAについても、実務負荷は相当大きいと考えます。こちらについては私の実務経験に基づいて後述いたします。2つ目、日本基準において、償却と非償却の選択制を認めた場合、日本基準を適用する上場企業間の財務諸表において比較可能性を担保できないおそれがあります。私は現在インベスター・リレーションズ部に在籍して、投資家面談を行っていますが、投資家とはIFRSを適用している前提で、面談して業績に関する議論をしています。のれんの償却・非償却という重要な論点が、仮に同じ日本企業の中で異なるという状況となると、投資家から見た場合、これもあくまでも私の推測ですけれども、業績評価に一定の補正が必要となる、会計基準に基づいて、計算された純利益そのものとしての情報の価値が低くなってしまわないかということが懸念されます。

次に、IFRS会計基準を適用することによって、非償却とすることも可能となることをどのように考えるかという質問になります。まず、今回の公聴会における会計処理の検討対象となるのれんは、「狭義ののれん」であると思っております。その「狭義ののれん」がどのように発生するかを考える必要があると思っております。私は会計の専門家ではありませんので、あくまでも個人的な認識でしかありませんが、のれんはまず買収対象会社の有形資産、棚卸資産、負債などを時価評価した後に、「広義ののれん」が算定されて、認識可能要件を満たした無形資産を評価した後、その残差として算定されるとの理解です。この「狭義ののれん」がどのような理由で算定されたかについては、シナジーの場合もあるでしょうし、買収対象会社がそもそも保有していた人材等の競争力かもしれません。あるいは、時価評価実務の技術的な限界かもしれませんし、場合によっては単なる高値掴みの可能性もあると思います。そのような、正確にはよく分からない理由によって算定された「狭義ののれん」に関して、どのような会計処理とすべきかについては、私自身、はっきりしたことは言えないというのが本音です。そのため、「狭義ののれん」を償却処理することが絶対的に正しいか、非償却とすることが絶対的に正しいか、は言えないというのが私の意見です。ただし、IFRSを採用することで、「狭義ののれん」の会計処理を非償却にして、グローバル市場における比較可能性の向上を図る場合や、「狭義ののれん」を非償却とする方がその企業の実態をより適切に表すと判断する場合は、個別企業の判断においてIFRSを任意適用すればよいと考えます。

IFRS任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担に関するご質問になります。こちらについては、ENEOSホールディングスの事例に基づいて私が経験した範囲で、個人的に認識する影響や懸念を説明いたします。まず、事実関係から説明させてください。2017年4月1日に、JXホールディングスと東燃ゼネラル石油が経営統合しました。その際に、被合併会社である東燃ゼネラル石油に対してPPAを実施した結果、のれんを1,602億円、無形資産である顧客関連資産を2,798億円計上しています。のれんについては毎期減損テストを実施してきました。一方、無形資産は、経済的耐用年数である

25年で償却処理しています。2017年4月に計上したのれん1,602億円については、2025年3月期に金利上昇に伴う割引率の上昇等を主因として全額減損計上いたしました。その結果、2025年3月期の「石油製品ほかセグメント」は、507億円の営業損失となっています。のれんは昨年度、減損しましたが、経営統合以来、毎期減損テストを実施して参りました。その実務についてご説明いたします。まず、スケジュールです。のれんの減損テストは兆候がなくても年1回以上の減損テストを、IFRSは要求しています。そのような要求事項を受けて、ENEOSホールディングスでは、1Q/2Q/3Qについては、減損テストに重要な前提となる指標の変化を把握して、その前提のみを見直したうえで割引後の現在価値の概算値を計算していました。概算値の金額によって、必要に応じて監査人協議を実施いたしました。日程的には決算月の中旬から始めて、最終的に監査人と減損要否を確認するまで約1か月間掛かっていました。次に年度決算ですけれども、年度決算は例年、3Q決算が終わった2月頃から、年度見通しや次年度の予算がある程度固まったことを受けて、作業を開始しています。減損テストに使用するすべての前提を見直したうえで、減損要否に関する監査人協議を開始いたします。監査人協議次第では年度決算ぎりぎりの4月末から5月初旬にかけて最終的に減損要否を決定することが多かったです。期間としては3か月間ほどかけて、減損テストを行ってきたと思います。補足ですけれども、私は現在インベスター・リレーションズ部に所属していますが、減損計上するかしないかが期末決算の最後のタイミングにならないと分からないということがあると、投資家と業績見通しを話すときになかなか正確なことが言えず、投資家とのコミュニケーションに苦労したということが昨年度ございました。次に、減損テストにおける主な前提ですが、のれんの減損テストを行うにあたって多くの前提があり、スライドに記載のとおり、割引率はもちろん、国内及び海外の石油マージンの見通しや、需要の見通しなどを設定する必要がありました。マネジメントが組織決定した翌年度の予算や中期経営計画の期間内であれば、原則としてその予算や中計の作成に用いた前提とすれば良いですが、問題はそれ以降の前提です。需要想定に関しては、例えば50年後の国内の石油需要がどうなっているか、半分になっているか、それとも限りなくゼロとなっているかであったり、国内の石油製品マージンについては、そのような需要想定のもと、現行のマージンが維持されるのか、マージンが縮小していくのか、逆に上がっていくのかなどの前提を1個1個置いていく必要があります。それに非常に労力が掛かっていました。というのも、例えば国内の石油製品マージンが1円/ℓ異なるだけで、使用価値ベースで数千億の変動がありますので、その前提をどう置くかによって減損する必要がないのか、若しくは減損すべきか、減損する場合はどれほど減損計上すべきかが大きく変わってしまうということがございました。このため、非常に慎重にならざるを得ず、のれんの評価については監査上の重要事項となっていたこともあり、何が最善の見積りであるかについて、会社と監査人で、毎年かなりの時間をかけて議論していました。このため、年度決算が締まる直前のタイミングにならないと決着しないことも多かったという状況にあったと思います。この統合の際に、のれんを計上したタイミングにおいて、被取得会社の東燃ゼネラル石油の公正価値評価を実施しています。主な評価対象資産は、土地や有形資産、持分法投資があります。それぞれそれなりに労力がかかりましたが、一番大変だったのは無形資産の評価でした。どのような資産が無形資産として評価できるかという段階から始め、最終的には東燃ゼネラル石油として事業全体から生まれるキャッシュ・フローから、他の資産が貢献した部分を控除した後の残余を顧客との長期的な取引関係を築いていることによって

得られる超過収益と定義し、顧客関連資産として評価することにいたしました。結果、無形資産として 2,798 億円計上しています。こちら、さまざまな前提を置いたうえで長期的なキャッシュ・フローを作成のうえ、アドバイザーも活用して、監査人と協議いたしました。統合発表の 2016 年 8 月から最終的には 2017 年度第 1 四半期の決算発表である 2017 年の 8 月頃までの約 1 年間かけて、こちらの作業を行いました。工数もコストもかなり掛かったと言えます。これまで私が携わった実務を振り返ってきましたが、やはり私はこのような経験を踏まえると、毎期の減損テストは財務諸表作成者及び監査人ともに相当な実務負荷となり、人的リソースに余裕のない企業は、決算における時間的制約もありますので、正確な減損テストを每期実施できない懸念が見込まれます。また、現行 IFRS のようにのれんは非償却、無形資産は償却という会計基準となった場合に、無形資産の識別・測定によって、統合後の財務諸表のあり方が大きく変わるので、無形資産の識別・測定をより慎重に行う必要があると思います。こちらについても、財務諸表作成者及び監査人に相当な実務負荷の増加が懸念されます。仮に日本基準が改正されて、会社法の大会社である単体決算にものれんの減損テストが求められた場合には、重要性の基準が、連結決算と異なりますので、監査の観点から、連結決算より精度の高い負荷の大きい減損テストや PPA が求められる可能性もあります。財務諸表作成者の立場としてはそのような危惧があります。あくまでも、グローバル市場での比較可能性やのれんを非償却とした方がより経済的実態を表すと判断した企業についてのみ、各企業で個別判断のうえ、実務負荷が相当に増加することを受け入れて、きちんとした体制を整備することを前提としたうえで、IFRS を任意適用すれば良いと私は考えます。

のれん償却費の計上区分を変更する改正に関するご質問ですけれども、日本基準における現行会計処理の継続適用を支持するため、表示についても現行処理を継続適用すべきものと考えます。私からは以上です。

○川西委員長

手塚様、岩本様、久野様ご説明ありがとうございました。ここから委員の皆様からご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

まず、貴重な情報提供に感謝申し上げます。ありがとうございました。議論を始めるにあたって幾つか確認させていただきたいことが大きく 2 点あります。

1 つ目は、手塚様と岩本様に対するものです。償却費の表示区分に関して、少なくとも部分的には支持されるという趣旨のご発言があったと理解しています。その理由を一部聞き漏らしてしまいましたので、簡単で結構ですので、再度、区分変更を部分的に支持される理由をお聞かせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○手塚史様

こちらにつきましては、現行の会計処理を変えないという前提で、低コストで対応できるというのが理由の 1 点と、もう 1 点目は、企業結合の影響をより分かりやすく伝えるという観点では一定の効果が

あると思いますので、支持をするというご意見をさせていただきました。

○米山委員

岩本様に進む前に、手塚様に1点だけ確認で、最初にお話下さったときにはスタートアップに限定するという前提であったように記憶していますけれども、いかがでしょうか。

○手塚史様

言葉足らずで申し訳ございません。スタートアップの皆様のご要望については、のれんの償却費が営業利益に悪影響を及ぼしているというようなご趣旨だったと思うので、そのような懸念に応える意味でも、全体としてのれん償却前営業利益を計上することは有用ではないかという観点でお話いたしました。

○米山委員

ありがとうございました。

○岩本一将様

私は当社については個人株主が多いということで、その前提でお話させていただいていましたが、営業利益がのれん償却で低く見えてしまうということで、株価にかなり影響してしまうことがあります。その意味で我々としましては、のれん償却費について個人投資家向けにも説明していますが、なかなか理解され難く、難しい論点かと思っておりますので、その辺りで計上区分を変えるということがあれば、投資家にとって理解しやすいところでもありますし、営業利益を見ると他社と比較できるという点で、その意味では整合性を取れるのではないかという意見になります。

○米山委員

承知しました。大変よく分かるようになりました、ありがとうございました。続きまして、もう1点、これは久野様に対するものです。ご説明の途中で「広義ののれん」と「狭義ののれん」という概念を使われていたと思いますが、それが何を指すのかということについて、もう少し詳しくご解説いただくと、ご説明の趣旨がより明確になると思います。簡単で結構ですけれども追加のご説明をお願いできますでしょうか。

○久野俊介様

3 ページに図が記載されていますが、まず「広義ののれん」については買収対象会社の資産・負債のうち有形の資産や負債を評価した後の金額と買収価格との差額として出てきたものを「広義ののれん」として、そのうち、会計基準に基づく認識可能要件を満たした無形資産を一定の計算の下で評価したうえで、さらに残ったものが「狭義ののれん」としています。それについては、あくまでも個人的な意見ですが、シナジーなのか、買収対象会社の競争力なのか、単なる高値掴みなのか、その辺りは分からないのでそれに対する会計処理がどのようにあるべきかということは個人的には言えないということ

申し上げました。

○米山委員

そういたしますと、「広義ののれん」とご説明なされたものは、買収対価が PPA 実行前の純資産超過額のようなものに対応しており、一方で、「狭義ののれん」と仰ったのは、そこから識別可能な無形資産に割り当てられた金額を控除した残余であり、現行基準でのれんとして計上されている金額を指しているものと理解いたしました。その理解でよろしいですか。

○久野俊介様

そのご理解で結構です。

○米山委員

ありがとうございました。大変クリアになりました。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

まず久野様に伺いたいのですが、日本基準から IFRS に切り替えられるにあたって、のれんの償却又は非償却・減損についてだけを分離して考えることは難しいと思います。御社における会計の人材などのリソースは、かなり増えたという理解でよろしいでしょうか。

また、のれん償却費の計上区分の変更について、①の特別損失等に計上するという点だけではなく、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を別途表示するという案にも反対ということでもよろしいでしょうかというのがまず久野様に対するご質問です。

最初にお礼を申し上げることを忘れましたが、お三方とも大変クリアなご説明で、どうもありがとうございました。

○久野俊介様

最初のご質問のどれほど人材などを手当する必要があるかに関して、もちろん IFRS を導入したことによって日本基準から追加の作業がありますので、日本基準を採用していたときより、会計・経理の人材は増えています。それ以上に大変だったことは、導入する際に日本基準と IFRS の差異が当時はそれなりにありましたので、その GAAP 差異を認識してそれをどのように組み替えていくかということが非常に大変でした。現在残っているのは、基準差としてのれんの差異が残っていますので、これに対する人材もかなり工数が掛かっており、専門的な人材を配置しているという状況です。

2 つ目のご質問の表示に関して、私はあくまでも日本基準については、現行の会計処理を継続すべきという意見ですので、あえて表示に関しても現行の日本基準を変える必要はないという判断をしていま

す。現在の営業費用として計上すべきとすることが最も全体として整合が取れているのではないかと
いう考えです。

○熊谷委員

次に手塚様と岩本様に確認の質問です。お二人とも表示に関して、営業利益が個人投資家にとって重
要な指標であるので、のれんの償却費を特別損失に計上するという考え方よりは、のれん償却前営業利
益を表示するという案の方が良いというご意見と理解しましたが、そのような理解でよろしいでしょ
うか。

○手塚史様

私自身は、事業を新しく取得してこれから一緒に事業を進めていくことを考えると、特別損失で処理
することはあり得ないと思っていて、営業費用の中で引き続き計上すべきであると思います。その
うで考えられる解決策として、のれん償却前営業利益とのれん償却費を表示するという案を支持いた
しました。

○岩本一将様

私からは、先ほどお話したように営業利益については、のれんの償却費が入らない方が説明しやすい
というお話をさせていただきましたけれども、性質的にはのれんは超過収益力でございますので、営業
内に入るものかと考えています。それを覆すだけの整理はできなかったもので、営業内に入れるべきであ
ると思っています。少し矛盾する考え方ではありますが、折衷案を採るとしたらのれん償却前営業
利益を開示することで投資家にも説明しやすく、会計的なロジックがそのまま通るということをおは意
見させていただいています。

○熊谷委員

大変よく分かりました。どうもありがとうございました。

○川西委員長

他いかがでしょうか。吉田さん、お願いします。

○吉田委員

手塚様、岩本様、久野様、ご説明いただきありがとうございました。実務の観点を踏まえて、個人の
ご意見であるということをお理解していますけれども、非常に分かりやすくご説明いただいたと考えてい
ます。まずお礼を申し上げたいと思います。私からは PPA についてご質問を差し上げたいと思いま
す。趣旨は、実際に非償却が導入されたと仮定して、実務負担がどれほど増加するかという観点でご質問さ
せていただくものになります。まず、既に IFRS を任意適用されている久野様向けにご質問ございま
す。スライドの 10 ページと 11 ページで、精緻な PPA を導入された際の負担という点を既にご説明いた

だいていますけれども、日本基準との間で、実務的にはこの部分は会計基準の建付けはともかく、若干の差異があると私自身は理解しています。その辺り、会計基準差といいますか、実務的な負担が増していくという観点を考慮して、どのようなことが実務上のポイントになってきているのかについて少し補足的に IFRS 適用会社の実務家の観点から補足いただいてもよろしいでしょうか。

○久野俊介様

日本基準の場合は、のれんは償却ですので、無形資産にしようとのれんにしよう償却することは変わらないですが、一方、IFRS は、無形資産は償却、のれんは非償却・減損テストということで、会計処理が変わるので、かなり慎重に PPA を行わなければいけないということがあります。このため、我々も仮に日本基準であればこれほど PPA を精緻に行ったかという、分からないです。IFRS を適用しているために適切に無形資産を認識しなければならないという、監査人との協議もあり、工数とお金をかけたということがございますので、そこが最も実務の観点から違う点であったと思っています。

○吉田委員

私はどちらかという監査人の立場でございますので、重要性といいますか、その会計処理の相違によって、監査人側の判断にも若干影響が生じる可能性があるというのを企業側で想定して対応された結果であると理解いたしました。

○久野俊介様

ご理解のとおりです。

○吉田委員

続きまして。日本基準を現在適用されている手塚様、岩本様にご質問でございますけれども、企業結合を実施された際に、日本基準でも当然、取得原価の配分を求められていると思いますが、現状の御社の実務ベースで構いませんので、例えば専門性がどの程度問われるのかであったり、その際に外部の評価会社を利用する必要性をどのように考えておられるのか、PPA に関する監査人とのやり取りでどのようなことが求められてきているのかについて、仮に非償却を導入した際の実務負荷を検討させていただく観点でご質問させていただければと思います。

○手塚史様

当社の場合は PPA を行う際は必ず外部の専門家を使うというルールを設けていますので、外部の専門家を使っているというのが最初の答えです。その際に、使ったうえで監査人と議論となる点は、のれんの償却期間についてです。先ほど冒頭のご説明で申し上げたとおり、監査人からも、例えば償却期間が 20 年だとしたら、何が 20 年の根拠であるかを説明しなければいけないという点で、会社としてのストーリーを語るということと、想定回収期間と合っているか、識別可能資産の耐用年数との勘案、シナジーが実現すると見込まれる期間が適切かなど、そのような観点で厳しく見られているという印象でござ

います。

○吉田委員

少し追加で質問させていただきます。のれんの償却期間のお話をいただきましたけれども、PPA によって識別される無形資産の償却年数については、実務上の困難性等はありますでしょうか。

○手塚史様

そちらについては特に大きく議論になったことはあまりないという印象です。例えば、特許に関する資産については特許切れ、医薬に関する無形資産については他社が新たに参入するタイミングなどがよく見られている印象があります。

○吉田委員

その点については、実務上の困難性について業態によって少し幅のあるところと理解しました。ありがとうございます。続きまして、岩本様についても同じ質問でご回答いただければと思います。

○岩本一将様

私も手塚様と同じような意見になってしまいますけれども、PPA につきましては日本基準においても外部の専門家を入れて適切な評価をし、当社でもやらせていただいています。その辺りの工数は IFRS と変わることはないかと思うことがありますけれども、識別可能な無形資産の識別については、やはり IFRS の方がかなり幅があると考えていますので、その辺の判断基準に工数が掛かっていくとは考えています。当社にとって現在、識別可能な無形資産といたしますと、一般のお客様ですので顧客資産などはあまりなく、買収した会社のブランド価値などになると思っています。無形資産の償却年数というのはあまり議論したことはないですけれども、手塚様が仰ったように、業態によっては分かりやすい耐用年数があるものと、議論になるような無形資産というのも出てくると感じています。

○吉田委員

今、業態というお話が出ましたので、もう 1 つだけ岩本様だけにご質問させていただきます。ご説明の冒頭に外食産業に携わられている観点での所感ということで、比較的早めにのれんは償却していく実態があるものという感覚を持っているというご説明をいただいたと思います。その意味では、業界によってのれんを償却すべき若しくは償却すべきではない、少し言い過ぎかもしれないですが、早く価値が減価していく、若しくは比較的価値が残るような業界、そのようなものがあるかどうか、外食産業に携わられているので他の業界については言いづらいということもあるかもしれないですが、可能な範囲でご意見をいただければと思います。

○岩本一将様

他の業界に詳しくないということもありますけれども、ご意見させていただくとすれば、当社の外食

企業につきましては、のれんの価値が大きくなりやすいと思っております。将来の成長性が急激に伸びるような企業が出てくる可能性が大きくなると思っております。その点、いわゆる製造業など、安定した企業の業界では、のれんの価値は簿価に対して大きくなる可能性が高いと、個人的な意見ですけれども、思っております。例えば、IT 業界などののれんの価値は大きくなりやすいと思っておりますので、業界によってさまざまであると思っております。減価していくという点についても、業界によって差があると感じております。

○吉田委員

貴重なご意見ありがとうございました。私からは以上です。

○川西委員長

小出先生、お願いします。

○小出委員

ご説明どうもありがとうございました。私は会計の専門ではないですが、本日のご説明のお三方とも非常にクリアで明確で分かりやすく、あまり質問することはないと思っておりました。少しご説明されたことと違うことかもしれませんが、せつかく実務の方が来られておりますので、2 点ほど質問させていただければと思います。

1 点目は、のれんの非償却に賛同されている方は、日本における M&A が非償却にすることによって促進されるのではないかといったご見解を持たれている方が多かったと思っております。のれんの償却を支持される立場から考えて、実際のれんを非償却にした際に本当に M&A が実施しやすくなるのかどうか、つまり、M&A を実施する際の判断として、非償却とした場合に例えば対価の判断などが変わり得ると思われるか、質問させていただければと思います。

2 点目は、岩本様からご説明いただいた、特に個人投資家が多い会社においては、個人投資家に向けて説明するために、のれん償却前営業利益には意味があるということは非常に説得的だと感じました。一方で、例えば海外機関投資家など日本基準にあまり詳しくない株主がいらっしゃることも考えられると思うのですが、これまでのご経験の中で、例えば海外機関投資家から、日本におけるのれんの償却について何かプレッシャーを受けたことがありますでしょうか。

IFRS 適用会社の久野様には、例えばのれんの残高について海外機関投資家などとコミュニケーションを取ることが多いかどうかについて、可能であれば教えていただければと思います。

○手塚史様

まず 1 点目の非償却にすることによって M&A が活性化されるかというご質問については、自分の経験からすると、M&A はかなり厳選して意思決定されるものだと思いますので、のれんを非償却にしたことによって M&A をしなければいけないものが変わるかどうかについては疑問に思うということが個人的な意見です。必要なものを行うというのが M&A だと思いますので、その点で疑問を感じているという次第です。

2 点目につきましては、当社としても経験がございます。のれんの償却の是非についてではなく、分かりにくいというご指摘を受けたことがあります。当社の対応としては、IR 資料に、のれん償却前営業利益を別途載せていまして、そのように説明しているというのが現状でございます。

○岩本一将様

1 つ目の投資判断についてどのように変わるかについて、事業会社として投資する、M&A として投資するという考え方については、非償却であろうと償却であろうと、特に変わらないかと考えています。将来の成長性についてはキャッシュ・フローで見ているので、償却の P/L については特に問題なく考えていますので、特段、投資判断が変わることはないと考えています。ただし、ファンドなどでは、やはりエグジット・プランを考えられていると思いますので、エグジットの際は最終的な株価というのも重要になってくると思いますので、そのような意味ではある程度意識されていることもあると思いますけれども、事業会社としては長期的に成長性を考えて投資しているので、全くもって投資判断には影響ないと考えています。

2 つ目の海外投資家につきましては、一定の説明は必要と思っています。当社も EBITDA の開示はさせていただいていますので、EBITDA で収益力を見ていただきたいということは伝えていまして、そのような意味で理解を求めることは必要と思っています。

○久野俊介様

M&A に対して影響があるかについて、私も 2 人と同様に、影響はないと思っています。というのも、M&A はその後の会計処理だけで判断するものではないので、それ以上に重要なことが多くありますので、そのようなことが M&A に資する投資と判断したら行うのであって、その後の会計処理によって M&A を実施するかどうかというのは、大きな判断にならないと私は考えます。

次のご質問の IFRS 適用会社ののれんの残高について、もちろん海外機関投資家等と面談する中で、のれんの残高はリスク資産ということで非常に投資家の皆様の関心が高いという中で、のれんの減損をするかしないか、金額は幾らかということ、期末になってもコミュニケーションできないということにより、現在インベスター・リレーション部にいる立場のものとしては非常に大変であると考えています。

○川西委員長

佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございます。久野様にご質問があります。IFRS に移行することで、工数や面倒が増える状況で、IFRS に移行することを決定されたと思います。その意思決定について、どのような葛藤があったか、その結果など、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○久野俊介様

ご質問ありがとうございます。今のご質問は、ENEOS ホールディングスはなぜ IFRS に移行したのか、その理由を改めて教えて欲しいということだと思います。現在、我々は IFRS を適用していますけれども、コストや工数はもちろん増加することは承知していましたが、あくまでも我々はグローバル市場でビジネスをしているという理解ですので、そのような会社との比較可能性の向上をメインに IFRS を導入したという経緯がございます。

○佐藤委員

その意思決定は正しかったと思っていますか。

○久野俊介様

IFRS を導入したことは ENEOS ホールディングスにとって良かったと思っています。海外投資家の皆様には IFRS で理解していただいているという観点からも非常に良い判断だったと私は思っています。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○川西委員長

他いかがでしょうか。松下さん、お願いします。

○松下委員

ご説明いただきありがとうございます。非常に実務負担と実務負荷の観点と、皆様のお考えも含めてすごくクリアになりました。私も実は小出先生と同じことを皆様にせつかくの機会だったのでお聞きしたかったのですが、今回、スポンサー、スタートアップ、資本効率が良い会社、資本が脆弱の会社など、株式市場で PBR が 1 倍を超えているような環境下で、キャッシュ・フローや利益はしっかり出ているにもかかわらず、のれんの計上によってどうしても買収などが実施できないというようなシチュエーションがあるということもお聞きしています。彼らからすると逆にエグジットや売却というようなタイミングだとは思いますが。お答えいただける範囲で構わないですが、日本基準を採用されている企業様が実際に断念されたというようなご経験があればお聞きしたいです。逆に、IFRS を採用されていることによって実際に買収を実施できたなど、IFRS の採用が評価されているようなご経験がもしあればお聞きしたいと思った次第です。よろしく願いいたします。

○手塚史様

ありがとうございます。私が経験した範囲では、ないというのがご回答です。まず一連の買収プロセスの中では、のれんの償却については最後に出てくる話であり、買収の意思決定を行うまでは、事業計画をどうするかなど総合的な判断で行うことになると思うので、のれんの金額が具体的に分かる段階で

は既に意思決定は完了しているの、それも含めて回収できるかというのは第2段階の議論になると思っています。M&Aを行うか行わないかにおいて、のれんの償却が議論になったことはないという回答になります。

○岩本一将様

私も実体験では、特にそのようなことを感じたことはなく、将来キャッシュ・フローを見て、買収価格が決まってくるので、会計処理の違いによって投資判断が変わるということは、あまり経験はございません。先ほど述べたことが正しいのかどうか分からないですけれども、ファンドなどでは、やはり短期的な利益を目指している会社では、短期的なエグジット価格が重要になると思いますので、その辺りが投資判断に、会計処理の違いによって出てくると推測はしますが、事業会社の立場から、会計処理によって投資判断がブレるということはまず考えられないと思います。

○久野俊介様

我々もIFRSを導入してのれんが非償却だからといってM&Aが増えているということはありません。それ以外の要因でM&Aを検討して実施しているという状況です。何度も申し上げていますが、のれんの償却であれば、業績を投資家が予見しやすい。一方、のれんの減損だと一気に出るということもあり、投資家とのコミュニケーションという意味では、IFRSは少し大変という点があります。このため、償却か非償却に関わらず、投資家とのコミュニケーションは非常に大事ですので、そこは各社さまざまやり方があると私は考えます。

○松下委員

分かりました、ありがとうございます。

○川西委員長

熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

先ほど佐藤委員の方から久野様にIFRSへ移行された理由をお尋ねされましたけれども、佐藤委員から手塚様にお聞きしづらいと思います。逆に、手塚様の旭化成様は海外売上高が半分強だと思いますが、そのように国際的に展開されている中で、あえて日本基準を継続することを意思決定されている背景を教えていただけたらと思います。のれんから外れてしまいますけれども、どのようなメリットを感じて、日本基準を継続されているのかを教えていただければと思います。

○手塚史様

お答えするのが難しいご質問ですけれども、まずのれんについてお話をさせていただくと、のれんの非償却の有無によってIFRSを適用するかしらないかを判断してはいないということは、最初に申し上げた

いことです。当社もグローバル企業ですので、IFRS 適用という選択肢自体は、もちろん検討していますが、重要なのは、会社のインフラ自体を変えてしまう話なので、そのインフラとしてどう機能するかという面が非常に重要だと考えています。この点では、先ほどお話にも上がっているグローバル企業としての比較可能性の話がまず 1 点あります。それに加えて、会社として、海外子会社も含めてどのようなマネジメントをしていくのか、そのインフラとして IFRS が適切かどうか、現地でローカル基準を適用して日本基準の実務対応報告第 18 号で取り込むのが実施しやすいかなどです。そのようなことを比較衡量して決定することが必要であると思っておりますので、まだ当社としては、比較考量したうえでそのような意思決定には至っていないという段階と考えています。ただし、今後 IFRS に移行しないかどうかということについては何とも申し上げられないです。以上です。

○熊谷委員

大変よく分かりました。どうもありがとうございます。

○川西委員長

他いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

本日の公聴会の趣旨に合致しているかどうか定かではないですが、久野様のご報告資料に大変興味深い内容が含まれていましたので、この機会に 1 点質問させていただきます。7 ページ目となります。ここには、主として割引率の上昇をきっかけとして減損損失を計上されたと書かれています。単純化して会計現象を捉えようとする研究者は一般に、割引現在価値を問う際、分子の大きさに関心を持って、分母は与件だという仮定を置いて、二次的・三次的な関心しか持たないことが多いのではないかと考えています。ですが、減損のトリガーは、分子が変化しなくても、専ら分母の変化によって引かれ得るということを、本日ご紹介いただいた事例で再認識させられました。以上を踏まえてお尋ねしたいのは、このケースと同様に、もっぱら割引率、分母側を契機として減損損失の計上判断に至ったケースが他にも無視できない規模で存在するののかということ、及び仮にそのような形で、数値がトリガーに抵触してしまった際に、実態としては事業の収益力が落ちていないのに、減損を強いられているといった認識をお持ちになることがあるのかどうかということをお尋ねできれば幸いです。

○久野俊介様

昨年度に我々のはのれんを全額減損しましたが、金利上昇に伴う割引の上昇を主因としてであり、こればかりではないです。ただし、仰るとおり割引率の上昇によって、事業のキャッシュ・フローはそれほど変わっていないのに減損をするということは我々としては認識しており、これについては、会計基準はそういうものであるということで受け入れています。

先ほど申し上げ漏れていましたが、仮に日本基準でのれんの非償却を導入した場合は、その他の有形資産についても、割引前ではなく、割引後の使用価値を見て、減損計上するかどうかを検討することに

なると思いますので、そのような意味でも、実務負荷というのは上がってしまうかと思います。

○米山委員

この間、金利を意識しないで済む時期がずっと続いていましたけれども、正常な状態に戻ってきましたので、金利のことも適切に考慮しなければいけないということを改めて考えさせられました。ありがとうございます。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは質疑はここまでにしたいと思います。手塚様、岩本様、久野様、本日は大変ありがとうございました。本日も説明いただいた内容及び質疑の内容につきましては、企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきます。ここで、お昼の休憩を取らせていただき、13時半から公聴会後半を行いたいと思います。接続先が前半とは異なりますので、傍聴希望される方はご注意くださいと思います。それでは、前半の部を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

以 上